

# 平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例等の制定について

## 目 次

	(ページ)
1. 平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例……………	1
2. 平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱い……………	2

## 平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、平成28年熊本地震の被災により経営に打撃を受けた新規上場申請者及び上場会社（外国会社を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(株券上場審査基準の特例)

第2条 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第1項第7号c又は同基準第6条第1項第5号bに適合しない者に限る。）が、上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、本所が別に定めるところによる。

2 前項の規定は、Q-B o a r dからの上場市場の変更申請を行うときについて準用する。

(株券上場廃止基準の特例)

第3条 平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合を含む。）を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

2 平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった上場会社についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第3号の2を次のとおりとする。

(3) の2 業績

最近4連結会計年度（平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合の当該連結会計年度の期間を除いて1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。

付 則

1 この特例は、平成28年5月31日から施行する。

2 第3条の規定は、平成28年4月14日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

## 平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱い

### 1. 第1条第2項（上場審査料等の取扱い）関係

有価証券上場規程に関する取扱い要領11.（1）b及び同取扱い要領11.の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が平成28年熊本地震に起因するものであると本所が認めるときは、その支払いを要しないものとする。

### 2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係

- (1) 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第2項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い2.（7）（同取扱い7.（4）において準用する場合を含む。以下この（1）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い2.（7）d中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。
- (2) 第1項の規定の適用を受けるQ-B o a r dへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.（5）の規定の適用については、同取扱い5.（5）b中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

### 3. 第3条（株券上場廃止基準の特例）関係

- (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第1項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）中「第5号」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合を含む。）」と、同取扱い1.（5）c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。
- (2) 第1項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1号aの（d）中「株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。）」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合を含む。）」とす

- る。
- (3) 株券上場廃止基準の取扱い2.(2)の2の規定は、第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い2.(2)の2中「第3号の2」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2」と、「4連結会計年度」とあるのは「4連結会計年度(平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。)」と読み替える。
- (4) 第2項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1号a(d)の2中「株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2(第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2」とする。

#### 付 則

この規則は、平成28年5月31日から施行する。